

令和 7 年

第 6 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 7 年 6 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分から
場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子	9 番 守 屋 智
2 番	1 0 番 加 藤 敏 郎
3 番	1 1 番 渡 邊 康 弘
5 番 山 口 秀 雄	1 2 番 仲出川 治 幸
6 番 鈴 木 洋 有	
7 番 平 原 則 子	1 5 番 柳 田 進
8 番 青 木 貞 治	1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

1 3 番 石 井 雅 浩 二 宮 晃 一

3 遅刻委員

1 1 番 渡 邊 康 弘

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 吉 川 京 男 柏 木 博

5 出席事務局員

事務局長 木 村 公 哉
書 記 久保田 徳 人 伴 野 航

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画（案）に係る意見聴取について

議案第 9 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 10 号 「令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）
について

議案第 11 号 「令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は１１名で、定足数に達しておりますので令和７年第６回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、１３番石井雅浩委員、二宮晃一推進委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、１１番渡邊康弘委員と１２番仲出川治幸委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第８号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、番号１番から４番は同一の議案ですので一括で審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第８号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の２ページと３ページの３件でございます。場所につきましては総会資料の１ページと２ページをご覧ください。

議案第８号の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

最初に１番から４番について説明します。

事務局 《議案第８号１番から４番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の幹線１７号線（通称万田道）沿いの磯の池の傍にある畑２筆で、貸し手は２名とも平塚市の農家の方です。借り手は茶の栽培をするために令和２年に西小磯で新規就農した農家の方です。

若い農家が借りることで、農地の遊休化防止と営農拡大が図られると考えられます。

なお、６月１３日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を実施しており

ます。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第8号1番から4番の農地について、6月13日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、磯の池の傍の日当たりの良い露地畑2筆ですが、若い農家が借りて茶畑にすることで、農地の遊休化防止と営農拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地の遊休化防止と営農拡大が図られるとのことですね。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第8号1番から4番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第8号1番から4番について、原案とおり決定しました。

書記 次に5番と6番について説明します。

事務局 《議案第8号5番と6番を朗読・説明》

書記 当該農地は、寺坂地区の県道沿いの畑4筆で、借り手と貸し手から農地を賃貸借したいとの要望が出されました。貸し手は寺坂地区の農家の方で、借り手は町内で農業を行っている一般法人です。法人が借りることで、農地の遊休化防止と営農拡大が図られると考えられます。

なお、6月13日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第8号5番と6番の農地について、6月13日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、元々は水田であった4筆の露地畑ですが、法人が借りることで、農地の遊休化防止と営農拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地の遊休化防止と営農拡大が図られるとのことですので。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 この法人は、農地所有適格法人か。

事務局 一般法人です。そのため解除条件付きで賃借する形になります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第8号5番と6番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第8号5番と6番について、原案とおりの決定しました。

議長 以上で議案第8号の全ての審議が終了しました。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に議案第9号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第9号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書4ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《議案第9号1番を朗読・説明》

書記 議案第9号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。

非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、市街化調整区域の畑1筆ですが、昭和の頃から山林化して杉林の状況となっていて農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、6月13日に西小磯地区担当の柳田委員、添田推進委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番柳田です。議案第9号1番の農地について、6月13日に私と添田推進委員と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、山林化しており、農地性がない状況であることを確認しました。

また、当該農地を非農地とすることによる周辺の農地への影響はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地転用とどのような違いがあるのか。

事務局 非農地証明とは、地目が農地でありながら、10年以上にわたり農地以外になっていて農地に戻すことが困難な場合、証明書を発行する形で地目変更を行う。一方で農地転用とは、正常の手続きを経て、現況農地のものを地目変更するという違いがある。

議長 他に質疑がないようですので、議案第9号1番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第9号1番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

以上で、議案第9号を終わります。

議長 それでは次に、議案第10号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）について議題に供します。事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第10号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の5ページから12ページをご覧ください。

事務局 《議案第10号を朗読・説明》

書記 この点検・評価は、国の「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に基づき作成しました。「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うと

ともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。

これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 耕作放棄地の数値が誤っていませんか。

事務局 一昨年の数値になっていますので訂正させていただきます。

委員 農林業センサスの数字がおかしいように思えますがいかがでしょうか。

事務局 確認します。

委員 今回は採決せずに内容について再確認し、来月にもう一度提出してはどうですか。

事務局 では、議案第11号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」も共通事項があるので合わせて再提出させていただきます。

議長 議案第10号及び議案第11号については、事務局から来月に再提出していただくことでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書16ページと17ページの4件でございます。

事務局 《報告第1号1番から4番を朗読》

書記 報告第1号1番から4番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 被相続人が町内におらず、遠方にいる場合は相続した後、その農地は耕作されず遊休農地となることが懸念されるが、事務局はどのような考えを持っているか。

事務局 相続後耕作されず遊休農地となった農地に関しては、農地調査後随時農地所有者に対して通知文を送る予定である。農地の斡旋等含めて適切に対応する予定である。

議長 よろしいですか、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書18ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の4ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第6回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時20分)